

パーソナルアシスタント町田通信

V O L . 4 6 2 0 0 9 年 9 月 発 行

◇重要！「処遇改善手当金」実施のお知らせ

10月以降東京都の助成制度で「処遇改善助成金事業」が始まります。この助成制度は、売上の8%が助成金となり、助成対象は基本的にヘルパーの人件費です。

参考 URL 詳しい制度情報は下記の東京都のHPを参照して下さい。

<http://www.shougaiukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspTop.php>

パーソナルアシスタント町田では、給与規定を改定し「処遇改善手当金」を設けます。全従業員に対して、基本給と深夜割増に一律10%の金額を手当金として払います。

給与規定は担当の社労士さんと相談の上、以下のように改定します。

- ・ 東京都の実施する処遇改善助成金を会社が受給する場合に支給する。対象者は全従業員とする。
- ・ 支給する金額は次の通りとする。ただし処遇改善助成金の助成金額が減額になった場合は支給率を引き下げるものとする。「基本給×10%」 深夜割増×10%
- ・ 前1項の支給期間は処遇改善手当勤を受給する期間とし、平成21年11月支給分(10月実績)から支給を開始して受給が終わった月の翌月支給分(受給が終了した月の実績)までとする。
- ・ 処遇改善助成金を会社が受給している期間中で、受給額が実際に支給した給与と健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金・雇用保険料・労災保険料の会社負担分の額を上回る場合は特別賞与を支給する。

※質問やわからないことなどがありましたら、パーソナルアシスタント町田の事務所までご連絡下さい(担当:三上まで)

◇定期研修を行ないました。

毎年8月に行なっている研修も無事に終わりました。今回の研修では、町田ヒューマンネットワークの皆さんと合同で行ないました。障害当事者同士、ヘルパー同士での話しあいはとても有意義で貴重な研修となりました。

◇新型インフルエンザ対策

新型のインフルエンザが猛威をふるいつつあります！以下のことに厳守して下さい。

- ・ 手洗い・うがいはこまめに行なうこと
- ・ 利用者様宅に置かせていただいている、消毒液、マスクを使用し、ドアノブやスイッチ、手すりなどを消毒して清潔を保つこと
- ・ インフルエンザの兆候(せき、発熱等)が起きた場合は、すぐに事務局やサービス提供責任者へ連絡すること(無理は絶対にいけません！利用者様に症状が出た場合も同様に報告して下さい)
- ・ 流行している地域への渡航は控え、外出時はマスク着用し、感染予防に励むこと

パーソナルアシスタント町田 194-0013 町田市原町田 2-7-19-106 Mail : pam@w7.dion.ne.jp 緊急時:090-1406-9367